

(研究ノート)

蘇東坡と水陸会 (補遺)

吉 井 和 夫

一 はじめに

筆者は、前年度刊行の『西山学苑研究紀要』第12号に「蘇東坡と水陸会」(以下「前稿」と略称す)と題する論考を投稿し、宋代を代表する文人の蘇東坡(名は軾、一〇三六―一一〇二)が関わった水陸会の繫年をできる限り明らかにし、それによって法会の主たる目的が何であったのかを導きだそうと試みた。執筆に際しては、当然これまでの水陸会に関する論考などを参照し、その一覧を文末に付するなど遺漏の無いように努めたつもりであった。

ところが刊行後しばらくして、中国における蘇東坡の

學術専門誌『中国蘇軾研究』<sup>①</sup>第六輯が送られてきたのを目を通したところ、その中に李小強氏の「蘇軾与水陸法会簡述」(以下「簡述」と略称す)と題された論攷が収められていた。当誌は拙稿が刊行される五ヶ月ほど前の二〇一六年十一月に刊行された由であるが、何故か筆者のもとには第七輯と共に二〇一七年十月に届いたため、執筆の折には参考にならなかったものである。そこで早速その内容を精査したところ、前稿の主たる論旨について書き換えを迫るような内容は見られなかったものの、それを裏付ける新たな資料等が引かれていたので、本稿ではそれらについて些か検討を加え、前稿の補いしたい。

## 二 「蘇軾与水陸法会簡述」による補遺

○神宗崩御に伴う水陸会とその齋文

李氏の論考に目を通して、拙稿でも触れるべきであったと気付かされたのが、神宗皇帝（在位一〇六七—一〇八五）の崩御にもなつて行われた水陸会に際し、東坡が撰した三篇の齋文の存在である（「簡述」二六六頁）。本稿では、何をおいても先ずそれを補つておきたい。

元豊年間、新法党を擁護して東坡を黃州流罪とした神宗皇帝は、同八年（一〇八五）の三月五日に崩御し、代わつて子の哲宗が即位した。まだ幼かつた皇帝に代わつていわゆる垂簾の政を行つたのが祖母にあたる宣仁太后高氏であつた。これからの元祐年間は元祐の硬化と称ばれるように、旧法党が実権を掌握した時期であつたが、その中であつて東坡は一時翰林学士の地位にあつたので、おそらくその時にこれらの死者を祭るときに誦する齋文が撰せられたのであろう。それらは『蘇軾文集』巻四十四、内制齋文の類に収められており、載せられた順に挙げると次の如くである。

「冬至に福寧殿にて水陸道場を作し、神宗皇帝に資薦するの齋文」

「正旦に福寧殿に於いて水陸道場を作し、神宗皇帝に資薦するの齋文」

「内中福寧殿の下、寒節に神宗皇帝の為に水陸道場を作す齋文」

この水陸会が行われた福寧殿は神宗皇帝が崩御した場所であり、このうち太后が垂簾の政を行つたことでも知られている。これらの文の内容や表現自体は何れも齋文によく見られるもので、ことさらに新奇さを感じさせるものではないが、一応次に『文集』の順に従つて訳しておきたい。

冬至に福寧殿にて水陸道場を作し、神宗皇帝に資薦するの齋文

伏して以みるに、聖神陟降し、おも積梵後先す。來復の辰を適更し、往生の福を茂薦す。虔つしんで淨供を脩し、仰ぎて靈游を導かん。

謹んで思いますに、(神宗の) 聖なる魂は(天上とこの世を) 行き来され、佛菩薩がその後先におられます。(冬至という) 一陽来復に向かうちようどこの日に、浄土に往生されるための福徳を盛んに奉ります。ここに謹んで浄らかな供物を捧げ、振り仰いで浮遊する靈魂を導こうと思ひます。

正旦に福寧殿に於いて水陸道場を作し、神宗皇帝に資薦するの齋文

伏して以みるに、黄屋を棄てて以て賓に上り、風馭を追う莫く、烏号を抱きて永く慕い、再び春朝を歴<sup>ふ</sup>。敢えて勝縁<sup>たの</sup>を仗みて、式<sup>つ</sup>しんで浄供を開かん。仰ぎて義堯の徳を頌し、永く梵釈の游を追わん。

謹んで思いますに、御輦を棄てて天上界に上られ、もはや風を追う名馬も馭者も無く、(人々はその崩御を) 嘆き悲しんでいつまでも慕い続け、政務を執られていた春の朝が再び巡ってき

ます。そこで優れた仏縁によって、厳かにこの(水陸会という) 浄らかな法会を開こうと思ひます。(それにより) 振り仰いでほかに高いその人徳をほめ讃え、いつまでも佛菩薩との交わりを追慕したいと思ひます。

内中福寧殿の下、寒節に神宗皇帝の為に水陸道場を作す齋文

伏して以みるに、甚雨疾風に、春律のまさに変ぜんとするを感じ、燧<sup>すい</sup>を鑽<sup>き</sup>りて火を改むるに、喪期の留まらざるを悼む。爰<sup>こゝ</sup>に浄筵<sup>じょうえん</sup>を啓き、以て冥福に資せん。願わくは大覚に登り、永く函生<sup>かんじょう</sup>を濟せんことを。

謹んで思いますに、はげしい風雨には春の時節への変化が感じられ、(季節によって違った) 木を採んで火を起こすように、(三年という) 喪に服する時期も速やかに過ぎ去ってしまうことに心痛みます。そこで浄らかな法会を催して、亡き帝の冥福を祈りたいと思ひます。どうか大

きな悟りの境地に達せられ、いつまでも衆生を濟度して下さいますようお願い上げます。

ここで、これら神宗のための水陸会の繫年について少し触れておきたい。これについては、どの齋文にも「冬至」「正旦」「寒節」等と記されているものの年は明記されておらず、また「簡述」や、前稿でもしばしば引用した孔凡礼『三蘇年譜』<sup>(2)</sup>にもそれについての考証は一切なされていない。但だ、これらの水陸会が三月ばかりの間に次々と行われたとすれば、「簡述」が指摘するように、撰述された順は「寒節」が最初で、次に「冬至」、最後は「正旦」といった順になろう。その場合、法会は神宗崩御に最も近い元豊八年の冬から翌年の正月にかけて執り行われ、それに合わせて東坡がこれらの文を撰したとする考えが先ず浮かんでこよう。しかしその年、登州（山東省）にあった東坡に礼部郎中を以て召還すると命が下ったのが十月二十日であり、それ以降旅を重ねて京師にたどり着いたのは十二月になってからであったことを考慮すると、この繫年にはやや無理があると言わ

ざるをえない。さらに東坡が詔勅の起草に関わる翰林学士の任に就くことになるのは翌元祐元年の九月のこと<sup>(3)</sup>で、以来この職に約三年間留まっていたことを考えると、撰文は元祐元年から同三年の間に行われたと考えるべきであろう。その間にあってとりわけ注目すべきは、『宋史』哲宗本紀に「神宗の御容を会聖宮及び応天院に奉安す」と記しているように、崩御から二年半が過ぎ、服喪期間を終えた元祐二年の冬十月に、神宗の肖像を会聖宮と応天禅院に安置する行事が執り行われ、東坡もそれに合わせて撰文を幾つか遺していることである。こうした先帝にまつわる行事がこの時期にまとまって催されたとすれば、それに合わせて水陸会が行われ、前記の撰文に結びついたことは十分に考えられるのである。

もつとも右に述べた繫年は、あくまでも水陸会が三月の間に行われたと仮定してのものであり、見方を変えてほぼ一年おきに法会が行われ、その度に齋文一篇が撰せられたとすれば、その繫年は東坡が翰林学士の任に就いていた元祐元年の冬至にはじまり、同三年の正旦、さらに同年の寒節に至るほぼ二年間にわたるものであったと

も考えられよう。少なくとも先に掲げた文集における斎文の編次は、そのことを物語っているように感じられるが、ここではその可能性を示唆するに止めておき、詳しくはさらに後考を俟ちたい。

何れにせよ、この元祐年間の宮中における水陸会とその斎文は、水陸会の変遷の上からも、あるいは東坡が関わった仏教儀礼を明らかにしていく上からも、等閑視できないものであることは確かであり、今回、補遺として本稿をまとめようと思いついたのも、それに端を発しているのである。

なお筆者は、後に東坡が開封で行った水陸会を、元祐八年（一〇九三）に、英宗の正妻であり、神宗の母親であった宣仁太后高氏を供養するために行ったと解し、そうした王室の供養を目的とする水陸会の先例として、梁の武帝が都皇后の追悼のために行ったことを挙げておいた（前稿三二頁）。しかし、右に述べたような神宗を供養するための法会が三度にわたって営まれたのであれば、これらをより適切な先例として挙げておきたい。

○その他の水陸会について

「簡述」に説かれている東坡が関わった水陸会についての内容には、前項以外にも傾聴すべきところが多いが、中には筆者とは意見を異にする箇所も見受けられる。例えば「建中靖国元年金山寺修設水陸法会」の條（二六九頁）<sup>(4)</sup>に見える金山寺（江蘇省）での法会の繫年や、同じく「元祐六年作『水陸法像贊』」の條（二六六～二六七頁）<sup>(5)</sup>に見える開封（河南省）における水陸会の繫年などは、筆者にとつて俄に首肯しがたいものである。これらの問題はそれぞれの法会の目的を探り、延いては東坡の施餓鬼に対する考えを明らかにする上で、重要な意味を持つものであるが、それについての筆者の考えは、前稿の中（一九～二五頁・二五～三三頁）に詳述しておいたため、本稿で取り上げることは控えたい。

ただ、紹聖元年（一〇九四）十月から同四年四月までの惠州（広東省）滞在中に関わった水陸会については、前稿でも取り上げたものの<sup>(6)</sup>（三四～三五頁）、さらに詳しい繫年については全く触れることができなかったの  
で、ここに「簡述」の「紹聖二年在惠州参与水陸会」の

條(二六八頁)に載せる二つの説を引いて補いとした。その一つが孔凡札『蘇軾年譜』(一一二二―一二一三頁)に見られるもので、ここでは東坡の「惠守詹君和せらる。復た次韻す」(『蘇軾詩集』卷二十八)の詩に付された查慎行の注に、惠州の知事を努めた詹範という人物が、戦乱によつてうち捨てられていた多くの枯骨を懇ろに弔つたとあることや、さらに「程正輔に与う」という書簡の第六十首の内容から、法会が紹聖二年九月に行われたとしてゐる。さらにもう一つの説は呉雪濤『蘇文系年考略』(四〇〇―四〇一頁)に見えてゐるもので、そこでも同じく査注を引用しつつ、繫年は一月遅れの十月に行われたと結論付けてゐる。<sup>(7)</sup> こうした二説は、考証の点でやや説明不足の感は否めないが、いちおう現時点では紹聖二年の晩秋から初冬にかけての法会であつたとするのが穏当であろう。因みに「簡述」は、上記の資料のみならず、東坡の「南華の辯老に与う」(『蘇軾文集』卷六十一)という書簡の第十二首に「枯骨を収葬し、両橋を助修す」とあるのを踏まえ、この年に完成した東西二橋の修築時期も繫年を導き出す一助としてゐる。

なお、字数の関係で前稿では一部しか引用できなかった東坡の文を、参考までに次に載せておきたい。

#### 惠州にて枯骨を祭るの文

爾等骨を野に暴し、何年たるかを知る莫し。兵に非ざれば則ち民にして、皆吾が赤子なり。恭しんで惟うに、朝廷の法令に骸を掩うの文有りて、監司奉行するに財を吝しむの意無し。是を用て此の宅を一新し、永く厥の居に安んず。恨むところは犬豕傷残し、螻蟻穿穴せるなり。但だ藜藿を為りて、罕に全軀を致す。幸いに雑居して争う靡く、義は兄弟に同じくし、或いは解脱して恋うる無く、超えて人天に生ぜん。

あなたの方が骨を野原に晒してから、どれくらい時が経過したのか知る由もない。(生前は)兵隊でなかつたならば庶民であり、どちらにも私にとつては赤子のようなものだ。謹んで思うに、朝廷には(野ざらしの)骨があればそれを弔う

法令が備わっており、監司もそれを執り行うのに財を出し惜しむ気持ちなど無い。そのためこの塚を新たに作り、いつまでもその居に安置するのである。心配なのは犬や豚が食い荒らしたり、おけらや蟻が巣を作ることであるが、そのため叢家を作ることとなり、稀にはあるが全ての者を納めることができる場合もある。幸いにお互い争うことなく（この塚に）一緒に住んでいれば、義は兄弟と等しくなり、あるいは解脱して執着が無くなれば、はるか天上界に生まれ変わることができるだろう。

### 枯骨を葬るの疏

諸仏衆生は皆大円覚を具え、天宮地獄は同じく一刹塵に在り。是の故に悪念才萌せば便ち苦海に淪み、善根警起せば已に法身を証す。要は心を攝めるに在りて、易きこと掌を反すに同じ。竊に見るに恵州の太守左承議郎詹使君範、在州の官吏と与に朝典を奉行し、官錢を支破す。無主の暴骨數百軀を埋葬し、

既にして其の形骸を掩覆し、復た其の魄識を安存す。泉壤に帰せしめ、別に後身を受く。軾勝縁を目觀するに因りて、輒ち喜事に随うに、仏の慈悲誓願の力を以てし、我が広大平等の心を以てす。釈迦の遺文を尊び、地藏の本願を修む。燠面の教法を起こし、梁武の科儀を設く。伏して願わくは諸仏子等、此の良因に乗じ、諸の苦趣を離れよ。法水に沐浴し、罪性の本空なるを悟り、梵音に鼓舞し、道場の無礙なるを知れ。三たび皈して已に畢れば、邪心を起こすこと莫く、一飽の余、永く飢火無し。戒、定、慧を以て、貪、嗔、癡を滅せん。残軀に眷恋すること勿く、共に浄土に逍遙せん。伏して三宝に乞い、俯して証明を賜らん。

多くの仏達も衆生もすべて大いなる悟りを身に付けており、天宮も地獄も共に一粒の塵の中に存在する。そのため悪念がわずかでも起こればたちまち苦海に沈み、善根を少しでも積めばそれだけで仏法を身につけたことが明らかにな

る。重要なのはその心を修めることにあり、それは手のひらを返すように容易い。窺い見るところ惠州の太守である左承議郎詹範殿は、同じ州の役人と共に国家の決まりごとを奉り、役所の金銭を支給して引き取り手のいない数百体の遺骨を埋葬し、その魂が安らかに眠れるよう骸を土で覆った。こうして（死者を）冥界へと導き、後世再び生まれ変われるようにしたのである。軾おとしはこうした優れた仏縁を目にすると、ただちにその慶事に加わったが、それは仏の慈悲と（衆生を救う）誓願の力のおかげであり、また私の広大で平等な心から発したものである。釈迦如来の遺された教えを尊び、地藏菩薩の（衆生を救うという）本願を修め、焦面の教法に則って、梁の武帝の儀礼（水陸会）を設けた。伏して願うのは、多くの衆生がこの優れた因果によって、多くの苦しみから離れ、仏法の水を浴びて罪性が本来空であることを悟り、梵音に心を奮い立たせ、法会の道場には全く妨げ

など無いことを理解してくれることである。そうして三度（仏法に）帰依し終えたならば、もはや邪心を起こすこともなく、一たび飽食した後は、いつまでも飢火に襲われることもない。戒、定、慧といった優れた心の働きによって、貪、嗔、癡といった煩惱を消し去り、現世に残った体に執着などせず、皆ともに極楽浄土に生まれ変わってもらいたい。ここに仏法僧の三宝に乞うて、その証明を賜るよう伏して願い上げる。

惠州にて暴骨を官葬するの銘

有宋の紹聖二年、暴骨を是に官葬す。是れ豈主無からんや。仁人君子斯れ其の主ならんや。東坡居士其の蔵はらに銘して曰く、人なる耶、天なる耶。念に随つて徂ゆく。未だ然すること能わざる有りて、此の枯願こつを宅とす。後に君子有りて、此の心を廢する無く、陵谷変壞するも、復た之を棺衾せん。

宋の紹聖二年に野ざらしの白骨を公に葬った。



これらの骨にも持ち主がいなかった訳がない。その主とは仁人や君子といった立派な人だったかもしれない。そこで私東坡居士がその墓に書き付けて次のように言う。人の仕業であろうか、あるいは天の意向であろうか。(この白骨の主は)その思念によって世を去ったのである。しかし(魂は)いまだに浮かばれないため、(心ならずも)この白骨を住まいとしている。しかし後世かならず君子が現れて慈悲心は受け継がれ、たとえ丘と谷が入れ替わるほどの変化があっても、手厚く葬ってもらえるであろう。

### ○ 水陸画について

近世における水陸画は、何日にもわたって行われる仏教界最大の法会だけに、その壁面を飾る図像についての考察もこれまで皆無ではなかったが、どうしても儀礼の次第や歴史の変遷についての論考が主とされてきた。ところが最近になって、水陸画について美術方面から考察しようという傾向が俄に強まったのは、それだけこの分

野の研究が進んだことの表れであろう。本稿で取り上げた「簡述」についても、筆者の李小強氏が大足石刻研究院弁公室<sup>(8)</sup>の副主任であるだけに、「蘇軾与水陸会相関的關係」の條(二七一―二七二頁)の中で、大足石刻に見られる宋代の水陸会資料を紹介しておられるのは、蜀における水陸会の浸透ぶりを物語るものとして貴重な報告と言うべきであろう。

ところで、そうした水陸画についても、「簡述」に引用された資料によって前稿を改めるべきところが見つかったので、次にそれについて記しておきたい。筆者は前稿において、東坡が遺した水陸画についての記述として、李公麟が描いた釈迦と十大弟子の意匠を取り上げた「釈迦文佛頌」(『蘇軾文集』卷二十)の一文を挙げ、これが北宋時代に書かれた水陸画についての貴重な記録であるとともに、東坡にとって水陸画に触れた唯一のものであると結論づけた(前稿三三三頁)。ところが「簡述」の「蘇軾関于水陸法会的文献」の「其他」の條(二六九頁)や「蘇軾水陸法会等資料略析」の「水陸法会図像及題材」の條(二七三頁)に引いている東坡の別の文にも、

明らかに水陸画への言及を見て取ることができるのであ  
る。

子曰く、凡そ能く動く者は皆仏子なり。竹虱ちくしつは初め  
粉を竹葉の上に塗るが如きも、久しくして乃ち能く  
動き、百千の曹と為る。仏子に非ざるは無し。梁武  
の水陸画像、六道の外は、淡墨を以て人畜禽魚等の  
形を作すに、空中に惘惘然とす。乃ち是れ仏子の流  
浪にして、陋劣の極みなり。

私は言う、すべて動くことのできる者は、何れ  
も仏性を有している。竹虱は最初竹の葉の上に  
粉を塗っているように見えるが、しばらくすると  
動けるようになり、百千もの群れとなって、  
仏性を持たない者は無い。かつて梁の武帝が水  
陸会に用いた画像は、六道以外は薄墨を用いて  
家畜や鳥や魚などの形を描くが、それは空中に  
あつてぼんやり霞んだ様子をしている。しかし  
これも仏性を有した者たちが彷徨う姿に外なら

ず、(こうした描き方は)極めて拙劣であると  
言わざるを得ない。

これは、東坡の随筆を集めた『仇池筆記』巻上「戒殺」  
の條に見えるもので、大意は、佛教では生き物を殺すこ  
とを戒めるが、魚や鳥の卵といった類のものは戒殺の対  
象にならないのではないかという疑いに対し、地獄、餓  
鬼、畜生、修羅、人、天という六道以外のものも全てが  
「仏子」、すなわち仏性を有しており、ひとたびそれらに  
対して殺念が起きたならば、生き物の命を奪うことと何  
ら変わりはないという東坡の考えを述べたものである。  
ここに見える水陸会を飾る伝統的な画像についての記述  
は、量的に見れば確かに僅かではあるが、数少ない北宋  
時代の、しかも紛れもない東坡の言として、補っておく  
べき価値のあるものと言えよう。

### 三 まとめ

本稿は李小強氏の論考「蘇軾与水陸法会簡述」をもと

にして、前稿「蘇東坡と水陸会」の補訂に努めたものである。本来であれば、前稿は「簡述」より後に刊行されているため、当然それを踏まえた上で論を進めるのが筋であったが、第一章に記したような事情により、こうした補訂の形をとって本紀要に研究ノートとして掲載せざるを得なかったことをお詫び申し上げたい。

筆者が本稿の中でどうしても言及しなかったのは、神宗崩御に伴う水陸会が宮中で行われたことと、東坡が斎文の撰述という形でそれに大きく関わったことであった。その全体像の解明には繫年を明らかにすることが求められるが、本稿では幾つかの説を挙げるにとどまり、年代の確定には至らなかったもので、これについてはこれからの課題としたい。

また、その他の東坡が関わった水陸会についても未だ考察すべき余地が残されているが、現在筆者が興味を引かれているのは、水陸画など美術的な方面からのアプローチである。一例を挙げれば、筆者はかつて東坡が黄州に流されていた時に、成都にある大慈寺の僧からの依頼によって「大悲閣記」を書き上げたことを取り上げて

拙稿「蘇東坡の『大悲閣記』について」（『文藝論叢』第四十二号）にまとめ、さらにその観世音菩薩像と楼閣を建立した敏行という僧侶に興味を抱いて「宋代文人の目を通して見た蜀僧敏行（上）（下）」（『西山学苑研究紀要』第十・十一号）を草したが、その後、この菩薩像が水陸会のために造られたのではないかとする論考を目にし<sup>9</sup>、水陸会を理解するためには、仏教のみならず多方面への目配りが必要であることを、あらためて思い知らされたのである。このほか水陸会の道教的側面や、東坡について言えば、弟の蘇轍が行った法会など触れることのできなかつた課題は多いが、これらについては稿を改めて考察したい。

#### 注

〔1〕『中国蘇軾研究』は中国人民大学文学院が編纂し、北京の学苑出版社から刊行されている。因みに、筆者は「水陸法像賛」に唯一「元祐八年十月六日」という日付を記した西足院本『東坡集』（宋版）を、同誌創刊号で紹介した。

〔2〕孔凡礼『三蘇年譜』（二〇〇四年、北京古籍出版社刊）は、現

在東坡の年譜として最も詳しいとされている。なお李小強氏は「簡述」の中で孔凡礼『蘇軾年譜』（一九九八年、北京中華書局刊）をしばしば引用しているが、記事は基本的に変わらない。

(3) 元祐二年十月三日に神宗の像を安置する行事が執り行われ、東坡によって「西京会聖宮応天禪院、奉安神宗皇帝御容、前一日奏告永裕陵祝文」（『蘇軾文集』巻四十四）が、同月七日には「賜奉安神宗御容礼儀使呂大防銀合茶葉詔」（『蘇軾文集』巻四十）と「迎奉神宗御容赴西京会聖宮導引歌辭」（『蘇軾文集』巻四十四）が撰せられている。

(4) 東坡が金山寺で水陸会を行った時期について、「簡述」は『蘇軾年譜』に載せる従来からの建中靖国元年（一一〇一）説を引用しつつも、喻世華「蘇軾在金山举行水陸法会考辨」兼論蘇軾与米芾在潤州的交游」（第二十届蘇軾国際學術研討會論文集）二〇一六年刊）に記す元豊八年（一一八五）八月と元祐六年（一一〇九）四月の二説に、より信を置けるとしている。これに対し、筆者は魏平柱『米襄陽年譜』を参考にして元豊七年（一一八四）のこととした。

(5) 東坡が開封で水陸会を行った時期について、「簡述」は『蘇軾年譜』が提示する元祐六年（一一〇九一）説や、呉雪濤『蘇文系年考略』（一九八九年、内蒙古教育出版社刊）がさらに詳しく同年七月とする説を紹介し、元祐六年に設定するのが穏当であろうとする。これに対し、筆者は（注1）で挙げた資料に基づいて元祐八年十月六日のこととし、定州赴任時期との

関わりについても論じた。

(6) 惠州での法会について、東坡の「枯骨を葬るの疏」に「焦面の教法を起こし、梁武の科儀を設く」といった表現は見えるものの、『東坡集』に収める文の題名には、どれも水陸会を行ったとは明記していない。そのため筆者は、南宋の宗暉が撰した『施食通覽』（『新纂大日本統蔵経』第五十七巻所収）に引く「枯骨を葬るの疏」の題名が「水陸を修し、枯骨を葬るの疏」となっているのに着目し、詹範が行った法会が水陸会に外ならないとした（前稿三五頁）。これについて「簡述」も同様の立場をとるが、その出典として注16で『正統蔵経』第一〇一冊四四五頁に載せると記している。これは同経の旧刊本によつたとされるが、現在の通行本は全体にわたって編纂し直しているため、これが前稿で引用した『施食通覽』を指しているのかは未詳。

(7) 『蘇文系年考略』が、法会を十月に設定したのは、あるいは「程正輔に与う。七十一首」の第六十首に、「軾、冬に入り、眠食甚だ佳なり。……脩を掩うの事、亦條理あり」とあるのに拠つたものか。

(8) 大足石刻は重慶市大足県に広範囲にある摩崖造像の総称で、唐から南宋にかけて造られた貴重な仏龕や仏像で知られる。

(9) 敏行が成都の大慈寺に造立した千手観音像が水陸会と密接に関わっていることについては、羅翠恂「水陸会における千手観音の役割に関する一考察」（『WASEDA RILAS JOURNAL NO.1』二〇一三年）参照。

○最後に、本稿で取り上げた李小強「蘇軾与水陸法会簡述」以外の水陸会に関する資料で、前号で紹介できなかったものを次に掲げておきたい。

西山美香「五山禅林の施餓鬼会について―水陸会からの影響」〔駒

沢大学 禅研究所年報〕第十七号（二〇〇六年）

高志緑「南宋時代の水陸会と水陸画―史氏一族の水陸会と儀礼的背

景」〔宗教と儀礼の東アジア（アジア遊学 二〇六）〕所収

二〇一七年 勉誠出版刊

